

Ⅱ 教員（実習・演習を除く。）

Ⅱ—① 専任教員の員数等

1 専任教員の数

- 学生総定員の区分に応じた専任教員の数に係る基準は変更しない。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行								
現行どおり	<p>○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="1155 828 1951 1136"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 828 1603 892">学生総定員の区分</th> <th data-bbox="1603 828 1951 892">専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 892 1603 971">80人まで</td> <td data-bbox="1603 892 1951 971">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 971 1603 1067">81人から200人まで</td> <td data-bbox="1603 971 1951 1067">3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1067 1603 1136">201人以上</td> <td data-bbox="1603 1067 1951 1136">6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	専任教員数								
80人まで	3								
81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$								
201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$								

2 専任教員の要件

○ 専任教員の要件について、新しい教育カリキュラムを踏まえ、見直しを行う。

※ 教務主任に関する規定は変更しない。

見直し案	現行
<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>相談援助の理論と方法又は相談援助演習</u>を、1人は<u>相談援助実習指導又は相談援助実習</u>を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度</u>を、1人は<u>相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習</u>を、1人は<u>相談援助実習又は相談援助実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>	<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習</u>を、1人は<u>社会福祉援助技術現場実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論又は児童福祉論</u>を、1人は<u>社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習</u>を、1人は<u>社会福祉援助技術現場実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>

Ⅱ—② 教員要件の見直し(実習・演習を除く)

- 教員要件については、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、現行の教員要件を踏まえつつ、
- ① 様々な福祉サービスの現場で実際に活動している社会福祉士を広く活用できるようにすること
 - ② 従来管理職に限られていた国の行政機関又は地方公共団体の職員について、5年の実務経験があれば、管理職である(であった)か否かにかかわらず、教授できるようにすること
 - ③ 「人体の構造と機能及び疾病」について、当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者も、教授できるようにすること
といった見直しを行う。(その他の基準については、現行どおりとする。)
- 【一般養成施設・短期養成施設共通】

(1)見直し案の概要

- 新しい教育カリキュラムにおける科目ごとに、
 - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員(経験者を含む。)
 - ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
 - ⑥ 医師
 - ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士
 - ⑧ 5年以上の実務経験を有する看護師等のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

(見直し後の科目ごとの教員要件)

(注)科目名は全て仮称	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師	5年以上の実務経験を有する看護師等	5年以上の実務経験を有する介護福祉士
人体の構造と機能及び疾病	/	/	○	/	/	○	○	/
心理学理論と心理的支援	○	○	○	/	/	/	/	/
社会理論と社会システム	○	○	○	/	/	/	/	/
現代社会と福祉	○	○	○	/	/	/	/	/
社会調査の基礎	○	○	○	/	/	/	/	/
相談援助の基盤と専門職	○	○	○	/	○	/	/	/
相談援助の理論と方法	○	○	○	/	○	/	/	/
地域福祉の理論と方法	○	○	○	○	○	/	/	/
福祉行財政と福祉計画	○	○	○	○	○	/	/	/
福祉サービスの組織と経営	○	○	○	/	/	/	/	/
社会保障	○	○	○	/	/	/	/	/
高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○	○	○	○	/	○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	○	/	/	/
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○	○	○	○	○	/	/	/
低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	○	/	/	/
保健医療サービス	○	○	○	○	○	/	/	/
就労支援サービス	○	○	○	○	○	/	/	/
権利擁護と成年後見制度	○	○	○	○	○	/	/	/
更生保護制度	○	○	○	○	○	/	/	/

(2)見直し案の具体的内容

見直し案	現行
<p><u>各科目の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のアからキまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>ただし、エに掲げる高齢者に対する支援と介護保険制度については、少なくとも1人以上はエの(カ)に該当する者でなければならないものとする。</u></p> <p><u>ア 人体の構造と機能及び疾病</u> <u>(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u> <u>(イ)医師</u> <u>(ウ)保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者</u></p> <p><u>イ 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、福祉サービス組織と経営、社会保障</u> <u>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u> <u>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</u></p>	<p>各科目毎の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のとおりとする。</p> <p>ア 社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会保障論、公的扶助論及び地域福祉論 (ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者 (ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (エ)国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(社会福祉原論を除く。)</p> <p>イ 社会福祉援助技術論 (ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p>

見直し案	現行
<p><u>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p><u>ウ 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法</u></p> <p><u>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u></p> <p><u>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</u></p> <p><u>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p><u>(エ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</u></p> <p><u>エ 高齢者に対する支援と介護保険制度</u></p> <p><u>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u></p> <p><u>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</u></p>	<p>(ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(エ)社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>(オ)社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。</p> <p>ウ 心理学、社会学及び法学</p> <p>(ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</p> <p>(イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p> <p>(ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>エ 医学一般 原則、内科医師</p> <p>オ 介護概論 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者</p>

見直し案	現行
<p><u>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p><u>(エ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者</u></p> <p><u>(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(カ)介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者</u></p> <p><u>オ 地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、就労支援サービス、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度</u></p> <p><u>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u></p> <p><u>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</u></p> <p><u>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p>	

見直し案	現行
<p><u>(エ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</u></p> <p>【経過措置】</p> <p><u>○平成21年3月31日において、旧基準(国の行政機関又は地方公共団体における当該科目に関する業務に3年以上従事した経験があつて、管理職以上の経験を有するもの)に該当する者として現に科目担当教員であるものについては、エの(エ)及びオの(エ)の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、「5年以上」とあるのは「3年以上」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>○就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度の教員の資格要件については、オの規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、養成施設等が当該科目を教授するのに適当と認めた者としてすることができるものとする。</u></p>	